

申請の手引き

申請書名	都市公園内行為許可申請書・有料公園施設使用許可申請書
申請時注意事項	
添付書類等	なし
手数料	別紙のとおり
問い合わせ先	まちづくり課 都市整備班 電話番号 496 - 1171 内線154・155

1. 都市公園使用料 (酒々井町都市公園条例第 12条第 1項)

区	単	位	金 額	適 要
物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること	1人	1日	130円	
	1m ²	1日	130円	
業として写真の撮影を行うこと	常時 写真機 1台	1月	4410円	
	臨時 写真機 1台	1日	440円	
業として映画の撮影を行うこと	1件	1日	8820円	
興業	1m ²	1日	50円	
競技会、展覧会、博覧会その他これらに類する催しをすること	1m ²	1日	5円	

2. 総合公園使用料 (酒々井町都市公園条例第 12条第 4項)

その 1 テニスコート 野球場及び球技場使用料

区 分	時 間	一 般		高・大 学 生		小・中 学 生	
		平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
テニスコート	2時間以内	400円	500円	300円	400円	100円	200円
野球場	2時間 30分以内	1500円	2000円	700円	1000円	500円	600円
球技場	2時間以内	300円	400円	200円	300円	100円	200円
備考	1. 休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23年法律第 178号) に規定する日とする。 2. 町内在住者及び町内に勤務先のある者以外は倍額とする。						

その 2 照明設備使用料 (野球場)

単 位	金 額	備 考
30分	3670円	使用時間に 30分未満の端数が生じたときは、30分とみなす。